**令和４年度　住民税の主な改正点**

**掲載内容（目次）**

1. 住宅借入金等特別税額控除の拡充
2. 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の見直し

**住宅借入金等特別税額控除の拡充**

所得税において、住宅ローン控除の控除期間を１３年とする特例期間が延長され、令和３年１月１日から令和４年１２月３１日までの間に入居した方が一定条件のもと対象になりました。この所得税における措置の対象となる方についても、適用年の各年において所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で、個人住民税から控除することとされました。

**<参考>住宅ローン控除期間について**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **入居した年月** | **平成２４年１月から令和元年９月まで** | **令和元年１０月から令和２年１２月まで** | **令和３年１月から令和３年１２月まで** | **令和３年１月から令和４年１２月まで** |
| **控除期間** | １０年 | １０年 | １３年（注１） | １０年 | １３年（注２） |

※この表は、住民税では令和４年度以降、所得税では令和３年分以降の申告において適用が受けられるもののみを掲載しております。

（注１）住宅の取得等が特別特定取得（住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が１０％の場合に住宅を取得等した）の場合に適用になります。
　また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、控除の対象となる住宅の取得等した後、その住宅への入居が入居の期限（令和２年１２月３１日）までにできなかった場合でも、次の要件を満たすときにはその特例の適用を受けられます。

* 新築（注文住宅）の場合は令和２年９月末、分譲住宅・中古住宅の取得等の場合は令和２年１１月末までに、住宅の取得等に係る契約を締結していること。
* 令和３年１２月３１日までに住宅に入居していること。

なお、要件を満たさない場合は控除期間１０年となります。

（注２）住宅の取得等が特別特定取得に該当する場合で、住宅の取得等に係る契約が、

* 新築（注文住宅）の場合は、令和２年１０月１日から令和３年９月３０日までの期間
* 分譲住宅・中古住宅の取得等の場合は、令和２年１２月１日から令和３年１１月３０日までの期間

に締結されている場合に適用になります。

住宅ローン控除の特例が適用される要件等について、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

**医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の見直し**

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、本特例の対象となる医薬品の範囲に係る次の見直しを行った上、その適用期限が5年延長されました。

1. 対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外する。
2. スイッチOTC医薬品と同種の効能または効果を有する要指導医薬品または一般用医薬品（スイッチOTC医薬品を除く）で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるものを対象に加える。

　上記の改正は、令和5年度分以後の個人住民税について適用されます。